

広島県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和七年一月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション 輝きみなりの家	尾道市美ノ郷町三成二八〇〇番地一	令和六年二月一日
のぞみ薬局	府中市府川町一〇八番地一三	令和六年二月一日